

第14回都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成18年10月27日(金) 午後2時00分～午後4時30分

2 開催場所 浦安市文化会館中会議室

3 出席者

(委員)

阪本一郎会長、平野芳子副会長、深作勇委員、辻田明委員、金子喜一委員、秋葉要委員、
斉藤千尋委員、染谷俣子委員、池田道夫委員、鹿野新一郎委員、田中勝委員、戸倉恵美子
委員

(事務局)

浦安市長

都市整備部：部長醍醐唯史、次長押尾照明

都市計画課：課長板橋純三郎、主幹竹下雅人、課長補佐尾頭弘之、市川達也、堀井達久

4 議題

(1) 浦安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(諮問)

(2) 浦安都市計画区域区分の変更について(諮問)

(3) その他

5 議事の概要

県が策定いたします「浦安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
についてと「浦安都市計画区域区分の変更」の2つの案件についての諮問と報告事項。

(1) 浦安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び(2) 浦安都
市計画区域区分の変更について審議を行い、都市計画道路3・1・2号線の早期整備の
付帯意見をつけて、全会一致をもって原案の内容について適当と認められた。

また、(3) その他は、報告事項として、浦安東地区土地区画整理事業(日の出・明海・
高洲地区)の2年間事業延長について、事業者(都市再生機構)の申請とおりに国土交通
省より認可され、その函書が送付されたことを報告。

6 会議経過

(1) 及び(2)については、

今回の都市計画の見直しにつきましては、平成13年度に実施した基礎調査の結果に基
づき、新たに平成27年を目標年次とし、県下区域区分が定められております24都市計
画区域を対象とする5回目の線引き見直しの一連作業であること、また、この都市計画
区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランとも言いますが、都市
計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定
められる都市計画区域全体を対象とし、都道府県が一市町村を越える広域的見地と長期
的な視点に立って、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた都市計画の基本的な方
針を定めるものであること等を、都市計画課より説明を行った。

その後の審議の主な内容は、次のとおり。

- 将来人口に関する質疑については、県が県下全体での整合性を図りつつ想定されて
いることなどを説明した。
- 主要な市街地整備事業に関する質疑については、仮称中大通り線の現況と今後につ
いて説明した。

- 都市計画道路3・1・2号線堀江東野線に関する質疑については、県全体の架橋整備の優先順位や財政上の問題等から、県において概ね10年以内に整備することは難しいと判断されたことや、現所の課題解決に向けた調整が必要なこと、架橋については防災上の観点等からも重要な施設であることなどを説明した。
 - 都市計画道路3・3・8号線の境川第4橋梁に関する質疑については、企業庁が現在実施計画を作成中であることなどを説明した。
- ◎諮問事項については、全会一致をもって、原案の内容が適当であることを答申すること、また、都市計画道路3・1・2号線については、県に対して早期整備を要請する付帯意見（文案は会長、副会長に一任された）を付けることでの了承された。

問い合わせ先

都市整備部都市計画課都市計画係 電話 047—351—1111（内線）1958